

日本脳炎の予防接種についてのご案内

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。

その後新たにワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通りうけられるようになっていました。

このため、平成7～18年度に生まれた方は、平成17～21年度に日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃していることがありますので、母子健康手帳などをご確認いただくとともに、不足回数分の接種について、十分理解し納得したうえで、接種するかどうかをご検討ください。なお、生まれた年ごとの、具体的な影響と対応については、以下の通りです。

(平成23年5月20日現在)

生まれた年	平成23年度における年齢	平成17年～21年度に接種を受けなかった影響【町からの案内に沿って接種を受けている場合】 ※お子さん自身の接種状況は、母子健康手帳などをご確認ください。	今後の対応	
			1期接種 (通常は3歳で2回、4歳で1回)	2期接種 (通常は9歳で1回)
平成19年度以降	「年少」相当(3～4歳)以下	・影響はありません。	・市町村からのご案内にそって、通常通り接種を受けてください。	
平成15年～18年度	「年中」相当(4～5歳)～小2	・1期接種を受けていない方がいます。	・現在は接種のご案内をしていますが、ご希望の方は、現在も接種を受けることができます。市町村にご相談ください。	・1期接種が遅れているため、今後の2期接種のご案内については未定です。 ・なお、ご案内がなくても、1期接種を受けた9歳以上の方は、希望すれば、受けることができます。市町村にご相談ください(通常の2期接種の対象は9歳以上13歳未満ですが、この年齢の方々には、2期接種の期間を20歳未満まで延長しています)。
平成14年度	小3	・1期接種を受けていない方や、接種回数が不足している方がいます。	・平成23年5月、市町村から、接種のご案内をしています。不足回数分の接種をご検討ください。	・今後の2期接種のご案内については未定です。 ・なお、ご案内がなくても、1期接種をすでに受けた方は、2期接種を受けることができます。市町村にご相談ください(通常の2期接種の対象は9歳以上13歳未満ですが、この年齢の方々には、2期接種の期間を20歳未満まで延長しています)。
平成13年度	小4	・1期接種の接種回数が不足している方がいます。 ・2期接種を受けていない方がいます。	・転入等によりご案内がなくても、ご希望の方は、現在も接種を受けることができます。市町村にご相談ください。	
平成7年6月～13年3月	・小5～中3相当 ・高1相当の一部(6月生まれ以降)	・2期接種を受けていない方がいます。	・1期接種を受けそびれている場合、ご希望の方は、接種を受けることができます。市町村にご相談ください。	
平成7年5月以前	・高1相当の一部(4,5生まれ) ・高2相当以上	・影響はありません。	—	—

注1 既に1期接種を1回又は2回受けた方は、前回の接種から接種間隔が開いていても差し支えないので、(6日以上の間隔を置いて)残りの回数を接種してください。

注2 この表は、予防接種法に基づく定期接種に関する影響と対応を示すものです。表にない場合でも、医療機関において任意に接種を受けることは可能です。

接種にあたっては、医師と十分相談した上で行ってください。

参考 ● 日本脳炎の予防接種の、標準的な接種スケジュール

- | | |
|---|---------------------------------|
| <p>◆ 1期接種 (計3回)
3歳のときに2回(6～28日間おく)
その後おおむね1年の間隔を置いて(4歳のときに)1回</p> | <p>◆ 2期接種 (1回)
9歳のときに1回</p> |
|---|---------------------------------|

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614